

# 建築物木材利用促進協定の概要



- 今般の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設。
- 建築主等の事業者等は、建築物における木材利用を促進するために、国又は地方公共団体と本協定を締結できる。
- 地域材の利用促進を目的として活用可能。鉄骨やコンクリートから木材へ替えるウッド・チェンジを促進。

## 1 協定の意義・メリット

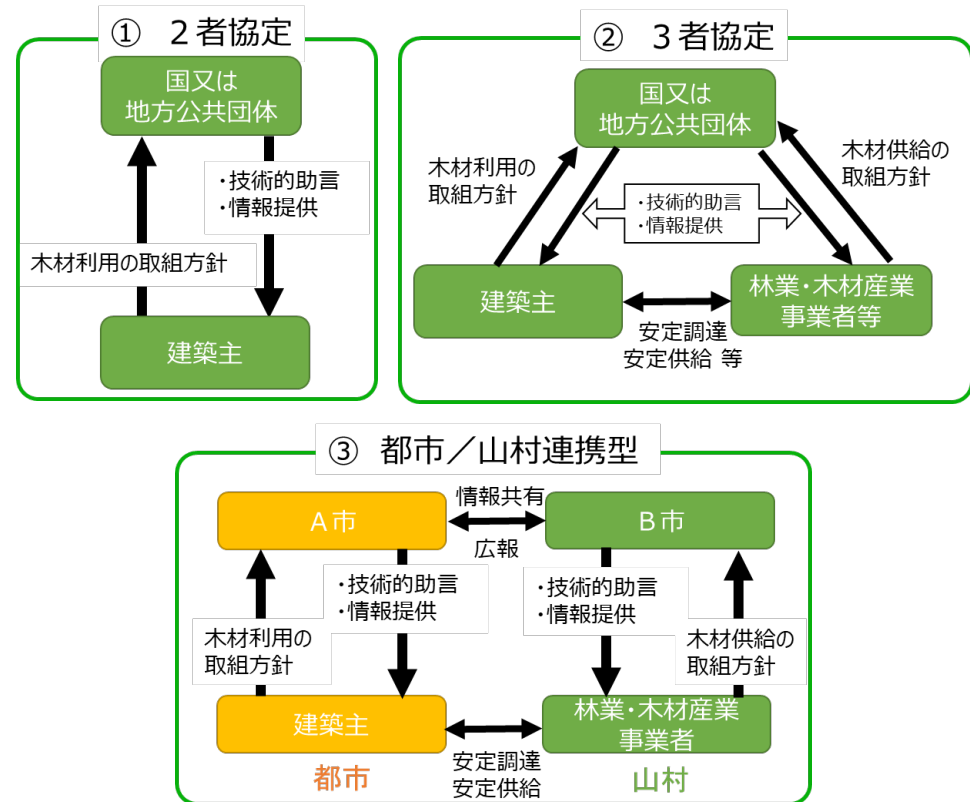
### (1) 協定の意義

- 世界全体で、**脱炭素社会の実現に向けた動きが活発**となり、**省エネ資材である木材利用の意義が再評価**され、木材利用の促進に向けて、**これまでにない追い風**。
- 建築物における木材利用に取り組もうと考える事業者等が、構想の実現に向けて、**本協定を活用し、国又は地方公共団体や木材供給事業者等と連携して、ウッド・チェンジに向けた取組を推進**。

### (2) 想定される協定締結のメリット

- ① 建築主サイド
  - **メディアに取り上げられる**ことで、当該事業者の**社会的認知度が向上**するだけでなく、**環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上**。
  - 木材利用量を基に、環境保全への貢献度を評価することとしており、**ESG投資など新たな資金獲得**につながる可能性。
  - 国及び地方公共団体による**財政上の配慮**  
(例：予算事業における加点、優先枠の設定等)
- ② 川上・川中事業者サイド
  - 信頼関係に基づく**サプライチェーンの構築**。
  - **事業の見通しが容易**になることによる**経営の安定化**。
  - 林業・木材産業に対する**国民理解の醸成**。

## 2 主な協定のイメージ



林野庁ほか関係省庁における木材利用関連事業等での優先枠又は加点 等